

岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）
公募型プロポーザル

実施要領

令和8年7月2日

裾野市

目次

目次

1 実施要領の位置付け	1
2 事業の概要	2
(1) 事業の目的	2
(2) 事業の実施に関し必要な事項	2
(3) 本事業の概要	3
① 事業名称	3
② 事業用地	3
③ 事業概要	4
④ 業務内容	5
⑤ 民間機能の提案条件	6
⑥ 民間機能の使用料	7
(4) 事業スケジュール	7
(5) 市が事業者を支払う整備費及び運営維持管理費	8
3 参加要件等	10
(1) 応募者の構成	10
① 代表企業の選定	10
② 業務分担	10
③ 業務の一部再委託	10
④ その他	10
(2) 応募者の資格要件	10
(3) 参加資格の確認等	11
① 参加資格確認基準日	11
② 参加資格確認基準日以降の取扱い	11
③ 提案書提出締切日以降の取扱い	11
4 募集手続きに関する事項	12
(1) 公募資料等の公表	12
(2) 資料の配布	12
(3) 参加表明に関する質問の受付及び回答	12
(4) 参加表明書等の提出	12
(5) 参加資格要件の審査結果通知	13
(6) 企画提案書に関する質問の受付及び回答	13
(7) 企画提案書の提出	13
(8) 応募の辞退	14
5 事業者の選定及び契約に関する事項	15
(1) 応募者ヒアリング	15
(2) 評価項目及び評価基準	15
(3) 審査及び優先交渉権者の特定	15
(4) 基本契約等の締結	15
6 その他	17
(1) 問い合わせ先	17
(2) 費用負担	17
(3) 著作権	17
(4) その他	17

1 実施要領の位置付け

本実施要領は、裾野市（以下「市」という。）が岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、市が本事業の事業者を募集・選定するために実施する公募型プロポーザルの内容等について定めたものである。

また、本実施要領及び以下の付属資料（以下「実施要領等」という。）は一体のものとする。

○付属資料

- ・賑わいづくりへの共創チャレンジ・ガイド（要求水準書）
- ・事業者選定基準
- ・様式集
- ・事業契約書
 - ・基本契約書（案）
 - ・設計・建設工事請負契約書（案）（賑わい拠点誘導施設）
 - ・設計・建設工事請負契約書（案）（立体駐車場）
 - ・指定管理基本協定書（案）（賑わい拠点誘導施設）
 - ・指定管理基本協定書（案）（立体駐車場）

なお、実施要領と、実施要領に先行して市が配布した本事業に関する資料との間に異なる点がある場合には、実施要領が優先するものとする。

2 事業の概要

(1) 事業の目的

裾野市では、トヨタ・ウーブン・シティの建設をはじめとする大きな状況変化を踏まえ、「裾野市北部地域まちづくり基本構想」を策定し、裾野市北部地域における交通結節点や交流拠点の整備を進めている。具体的な整備の動きとしては、令和3年度に「岩波駅周辺地区まちづくり基本計画」を、令和4年度には「岩波駅周辺まちづくりの道しるべーまちづくりデザインノート」を作成し、既に新御宿横断歩道橋が完成し、駅前広場や市道1264号線などの工事にも着手したところである。

将来、トヨタ・ウーブン・シティで行われるさまざまな実証実験が市街地へと展開する際には、岩波駅周辺は、そのような未来技術がどのように社会に受け入れられ、人々の生活の一部となっていくかを検討する重要な場となる。

一方で富士山の眺望や、富士山の裾野における田園や用水路、黄瀬川の溶岩といった原風景が岩波で暮らす人々の日常風景の中にあることから、社会状況が変化する中であってもこれらの地域資源や風景を将来にわたって受け継いでいくことが重要である。

これらのことから、地域の資源や風景を大切にしながら、未来技術を受け入れ、これらが融合した岩波らしい「みんなの駅前空間」を創出していくことを目的として実施する。

(2) 事業の実施に関し必要な事項

本事業は、令和8年12月裾野市議会定例会において、本事業に係る債務負担行為等の議決が得られることを前提として公募を実施するものである。万が一、同議会において当該議決が得られなかった場合（否決、減額、または事業内容の修正を伴う議決等を含む）、市は直ちに本公募手続きのすべてを無効とし、または優先交渉権者の選定を取り消すものとする。なお、前項に定める事態が生じたことにより、本事業への応募者に何らかの損害、損失、費用（準備費用、提案作成費用、逸失利益、営業損害等の一切を含む）が生じた場合であっても、市はこれらについて一切の責任を負わないものとし、応募者は市に対して損害賠償、費用弁償、その他いかなる名目による金銭の支払も請求できないものとする。応募者はあらかじめこの条件を承諾した上で参加するものとする。

市は、都市公園法第2条第2項の規定による公園施設、地方自治法第244条の規定による公の施設として、設計・建設期間中に賑わい拠点誘導施設及び立体駐車場（以下、「本施設」という）の設置及び管理に関する条例を市議会に提案する予定である。本公募により優先交渉権者に選定された事業者は、本施設の指定管理者の候補者として選定する予定である。本公募における提案の審査は、専門的な見地から指定管理者としての適格性を十分に確認するプロセスとして位置づける。市は、本施設の設置及び管理に関する条例が市議会の議決を経た後、別途改正を予定している裾野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定を適用し、当該優先交渉権者を選定する。事業者は、指定管理者選定にかかる申請等に必要手続きに協力することをあらかじめ承諾するものとする。

本施設の設置及び管理に関する条例の制定、ならびに指定管理条例の改正・適用は、市議会の議決を要する事項である。指定に関する議案が市議会において可決されなかった場合、または指定管理者の選定手続きが完了しない場合、事業者は協定に基づく本施設の維持管理・運営業務を履行することができない。この場合において、事業者は損害、損失、費用（準備費用、提案作成費用、逸失利益、営業損害等の一切を含む）が生じた場合であっても、市はこれらについて一切の責任を負わないものとし、事業者は市に対して損害賠償、費用弁償、その他いかなる名目による金銭の支払も請求できないものとする。

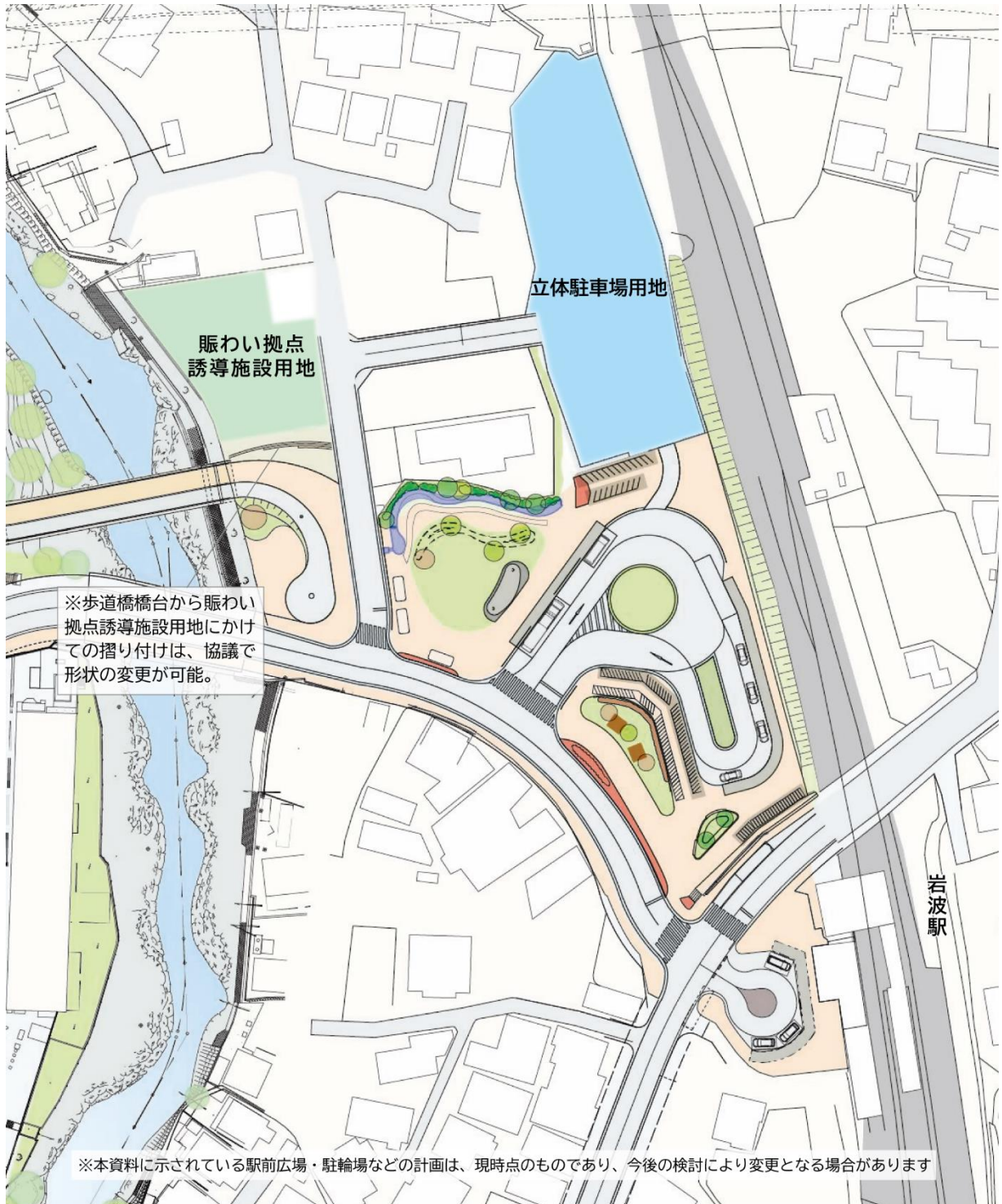
(3) 本事業の概要

① 事業名称

岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）

② 事業用地

本事業の対象となる土地（以下「事業用地」という。）は以下のとおり。



詳細は要求水準書「2 施設の機能及び性能に係る要求水準（1）基本要件 ①敷地条件等」を参照すること。

③ 事業概要

本事業は、上記2（2）②の事業用地にて賑わい拠点誘導施設及び立体駐車場を設計、建設、維持管理、運営するDBO方式（Design Build Operate）による事業である。設計段階から運営段階に至るまで一貫して事業者の創意工夫を活用することで、サービス水準の向上を図り、事業効果を高める。

事業者は、市から支払う整備費により、本施設の設計及び建設を行う。また、賑わい拠点誘導施設における多目的ホールの利用料金、立体駐車場の利用料金、市から支払う指定管理料（拠点誘導施設運営費）等により、本施設の維持管理及び運営を行う。

そのほか、事業者は賑わい拠点誘導施設において民間機能を導入し、賑わい拠点誘導施設の民間機能部分について事業者負担にて内装等を整備するとともに、独立採算にて運営を行う。事業者は市に民間機能部分の使用料を支払う。

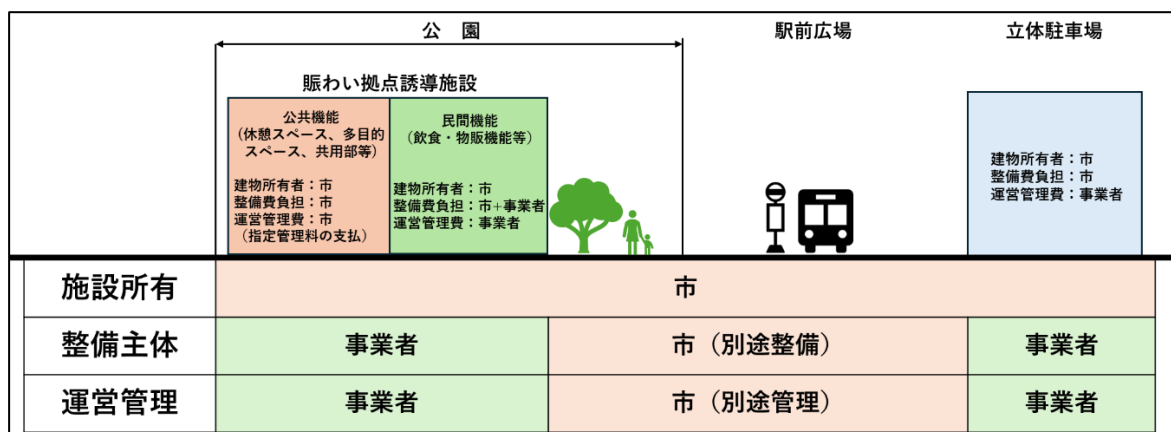


図 事業方式イメージ

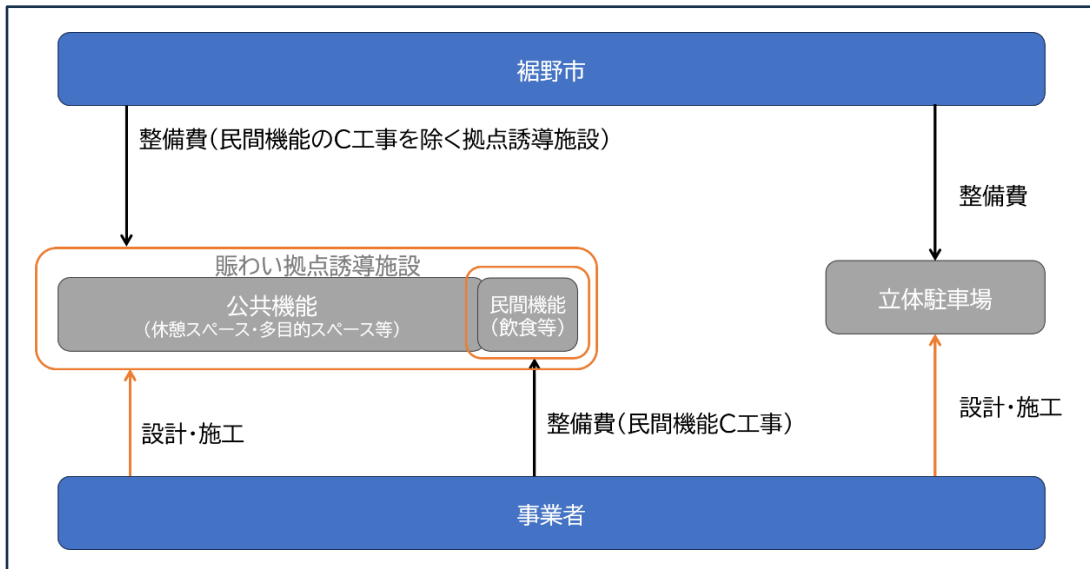


図 事業スキームイメージ（設計・建設段階）

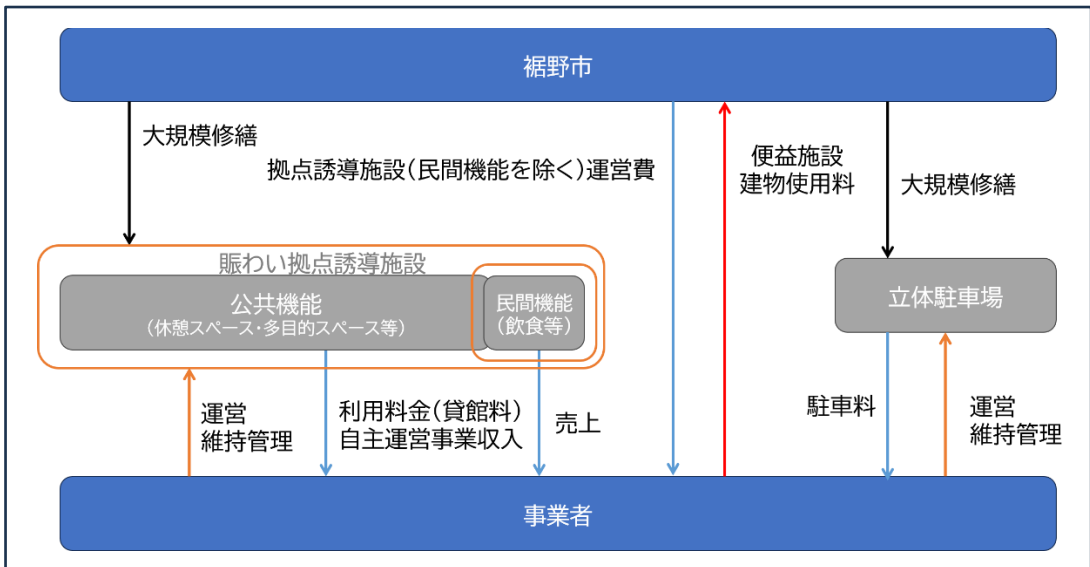


図 事業スキームイメージ（維持管理・運営段階）

④ 業務内容

- ・ 設計業務
 - (ア) 調査業務
 - (イ) 基本・実施設計業務
- ・ 建設業務
 - (ア) 建設工事業務
 - (イ) 施設引渡業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 維持管理業務
 - (ア) 建築物保守管理業務
 - (イ) 建築設備保守管理業務
 - (ウ) 修繕・更新業務
 - (エ) 備品等保守管理業務
 - (オ) 清掃業務

- (カ) 警備業務
- (キ) 外構保守管理業務
- ・運營業務
 - (ア) 受付業務
 - (イ) 広報・誘致業務
 - (ウ) 駐車場管理業務
 - (エ) その他関連業務
 - (オ) 自主事業

⑤ 民間機能の提案条件

事業者は賑わい拠点誘導施設またはその敷地の一部において、民間機能を導入し、独立採算にて運営を行う。民間機能の導入は都市公園法第5条第1項に基づく管理許可により行うものとし、事業者は市に民間機能部分の使用料を支払う。

民間機能は地域の賑わいや地域住民の利便性向上に繋がる機能とし、詳細は事業者の提案とする。

市が提案を期待する機能の例を下記の通り示す。

- ・飲食機能
- ・物販機能
- ・生活利便機能（コワーキングスペース等）
- ・学習機能

また、下記の機能は提案を認めない。

- ・住宅
- ・共同住宅、寄宿舎及び下宿
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の用に供する機能・用途
- ・工場（自家販売のための店舗を兼ねる食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので、作業場の床面積の合計が50平方メートル未満のものを除く。）
- ・畜舎
- ・倉庫業を営む倉庫
- ・政治的または宗教的施設
- ・青少年に有害な影響を与える興行、物販、サービス施設
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に定める暴力団その他の反社会的団体およびこれらの構成員がその活動のために利用する施設
- ・公序良俗に反する施設
- ・その他、市の施設と併せて整備することが相応しくないと市が判断する施設

なお、賑わい拠点誘導施設内に民間機能を設ける場合、民間機能に係る内装、サイン、什器・備品等は事業者負担を基本とし、詳細は市との協議による。事業者負担による工事目的物は、事業期間終了時に撤去することを原則とするが、撤去により施設運営に支障が生じるなど市が認める事情による場合はその限りでない。

⑥ 民間機能の使用料

使用料は事業者提案により、市と協議の上決定する。

提案時における使用料（月あたり）は以下のとおりとする。

賑わい拠点施設内に設ける場合：1,690円/㎡

賑わい拠点施設外（外構部分）に設ける場合：40円/㎡

なお、使用対象面積は事業者が占有する部分のみとし、一般利用者が自由に利用できる部分は公共機能とみなす。（例：飲食機能を導入するにあたり、喫食スペースを一般利用者が自由に利用できる場合は、喫食スペースは公共機能（休憩スペース）とみなし、厨房やカウンター、倉庫等のみ民間機能の対象面積とする）

(4) 事業スケジュール

本事業スケジュールは以下のとおりとする。

表 公募スケジュール

公告	令和 8 年 7 月 2 日
参加表明に関する質問書提出期限	令和 8 年 7 月 16 日
参加表明に関する質問回答の公表	令和 8 年 7 月 29 日
企画提案書に関する質問書提出期限	令和 8 年 7 月 31 日
参加表明書提出期限	令和 8 年 8 月 14 日
参加資格審査結果通知	令和 8 年 8 月 28 日
企画提案書に関する質問回答の公表	令和 8 年 8 月 31 日
企画提案書提出期限	令和 8 年 12 月 11 日
ヒアリング及び審査委員会の開催	令和 9 年 1 月中旬（別途通知）
優先交渉権者の特定等結果通知	令和 9 年 1 月下旬
事業契約の締結	令和 9 年 3 月頃

※期間中における個別対話等の実施方法はウェブサイトで示す

表 事業スケジュール

設計・建設・開業準備期間	令和 9 年 4 月～令和 10 年 12 月（1年9か月） ※供用開始日を早める提案も可だが、駐車場の着工は令和9年4月以降、賑わい拠点施設の着工は令和9年8月以降とする。
供用開始	令和 11 年 1 月
維持管理・運営期間	令和 11 年 1 月～令和 20 年 12 月（10 年間）

(5) 市が事業者に支払う整備費及び運営維持管理費

本施設の整備費及び賑わい施設（公共機能）の指定管理料は、事業者の提案に基づき、市が事業者に支払う。

① 整備費及び指定管理料の支払い条件

ア 整備費

本施設の設計業務及び建設業務に係る費用の支払条件は、事業提案書に基づき、各会計年度における請負代金の支払限度額を設定するものとする。また、事業者は、前払金、部分払及び中間前払について、設計建設工事請負契約書に定めるところにより請求できる。

設計業務に係る費用は、単年度の場合は完了払いとし、複数年度にわたる場合は各年度の出来高に応じて支払う。ただし、令和8年度の設計費用は、設計完了時または令和9年度の出来高と合算して支払うものとする。

また、建設業務に係る費用は、年度ごとの出来高に応じ支払う。

イ 指定管理料

本施設の指定管理料は、令和11年1月から令和20年12月までの10年間にわたり、事業提案書を基に四半期に一回事業者に対して支払うものとする。事業者は四半期ごとに報告書を取りまとめ、当該四半期終了後の30日以内に提出し、市は提出を受けた日から14日以内にこの報告書の承諾について文書等により通知する。事業者は、市からの通知を受けた後速やかに請求書を市へ提出する。市は、請求書を受理した日から30日以内に指定管理料を支払うものとする。

また、貸館料や駐車料などの利用料金収入が想定を上回るなどの理由により、指定管理料を含む収入額から支出額を控除した収支差額が支出額の1割を超過した場合、超過分の半額を市に納付すること。

② 提案時の上限金額

ア 整備費

1,315,600 千円（税込）を上限とする。

事業者が提案する本施設の延床面積等にかかわらず上限金額は一定とする。なお、適切な見積等に基づいた金額となるよう留意すること。

イ 指定管理料

年間あたり 9,570 千円（税込）を上限とする。

施設の延床面積や機能等にかかわらず上限金額は一定とする。なお、適切な見積等に基づいた金額となるよう留意すること。

また、指定管理期間中の業務効率化や稼働率向上、自主事業の実施などにより、長期的に指定管理料の縮減や市への納付金が見込まれる提案が望ましい。

表 役割分担及び費用負担

項目		賑わい拠点誘導施設		立体駐車場	交通 広場	歩道橋 及び公園
		公共機能	民間機能			
設計	実施主体	事業者	事業者	事業者	市	
	費用負担	市	事業者	市	市	
建設	実施主体	事業者	事業者	事業者	市	
	費用負担	市	躯体：市 内装など：事業者	市	市	
維持 管理 運営	実施主体	事業者	事業者	事業者	市	
	財産管理	市	事業者	事業者	市	
	費用負担	市・事業者	事業者	事業者	市	

3 参加要件等

(1) 応募者の構成

① 代表企業の選定

応募者を構成する企業は、構成企業の中から代表企業を 1 者定め、当該代表企業が応募手続きを行うこと。

② 業務分担

応募者は、設計業務を担う者、建設業務を担う者、工事監理業務を担う者、維持管理業務を担う者、運営業務を担う者を含む複数の企業で構成されるグループとする。各業務を担う者はグループの構成企業であることとし、応募者は、各構成企業が各業務のいずれを実施するかを明らかにすること。なお、一つの業務を複数の構成企業で分担することを妨げないが、業務及び責任の範囲を明確にすること。また、同一の者が複数の業務を兼ねて実施することを妨げない。

③ 業務の一部再委託

構成企業は、事業者から請け負った業務の一部について、あらかじめ市から承認を受けた場合に限り、第三者に委託し、又は下請人を使用することができる。その際、当該委託又は請負に係る契約を締結したときは、速やかに市へ通知するものとする。

④ その他

構成企業は裾野市内に本店を有する法人を含むよう努めること。また、物品の調達や人材の雇用にあたっては、裾野市内からの調達・雇用に努め、地元経済への効果に配慮して本事業を実施すること。

(2) 応募者の資格要件

- (ア) 公告日又は指名通知日から契約締結日までにおいて裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 28 年 3 月 31 日告示第 70 号）及び静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (イ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (ウ) 市に納付すべき市税及び国税等を滞納していない者であること。
- (エ) 提案内容を実施するに当たり、必要な許可、認可を有するなど、必要な履行能力を有する者であること。
- (オ) 裾野市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 29 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う者でないこと又は法人の役員若しくは支配人（非常勤を含む。）が同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (カ) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）の適用となる団体でないこと。
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統

制の下にある団体でないこと。

(ク) 宗教活動又は政治活動を行うことを主たる目的としていない者であること。

(ケ) 応募する法人（共同提案を行う場合は、構成員となる法人）が、別に単独の提案を行う、別の共同提案の構成員となるなど、同一の施設について複数の提案を行っていないこと。

(3) 参加資格の確認等

① 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認申請の受付終了日とする。

② 参加資格確認基準日以降の取扱い

参加資格確認基準日から提案書の提出締切日までの間に、応募者の構成企業が資格要件を欠くに至った場合、当該応募者は失格となる。ただし、代表企業以外の構成企業が資格要件を欠くに至った場合は、次のいずれかの場合に限り、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとし、提案書を提出できる。

(ア) 応募者が、資格要件を欠いた構成企業に代わって、資格要件を満たす構成企業を補充し、構成企業等変更承諾願等の必要書類を提出した上で、市が参加資格等を確認し、これを認めたとき。

(イ) 構成企業又は協力企業が複数の場合で、資格要件を欠いた構成企業を除く構成企業で全ての参加資格等を満たすことを市が認めたとき。

③ 提案書提出締切日以降の取扱い

提案書の提出締切日の翌日から優先交渉権者の決定日までの間に、応募者の構成企業が資格要件を欠くに至った場合、市は当該応募者を審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が資格要件を欠くに至った場合は、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとし、次のいずれかの場合に限り、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

(ア) 応募者が、資格要件を欠いた構成企業に代わって、資格要件を満たす構成企業を補充し、構成企業等変更承諾願等の必要書類を提出した上で、市が参加資格を確認し、事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が資格要件を欠いた日とする。

(イ) 構成企業が複数の場合で、資格要件を欠いた構成企業又は協力企業を除く構成企業又は協力企業で全ての参加資格等を満たし、事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

4 募集手続きに関する事項

(1) 公募資料等の公表

本事業の公募資料等を市ウェブサイトで公表する。

<https://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/6/5/keikaku/21469.html>

(2) 資料の配布

(ア) 受付期間

令和 8 年 7 月 2 日 (木) ~ 令和 8 年 12 月 11 日 (金) 15 時

(イ) 配布方法

裾野市 建設部 駅周辺整備課 宛に電子メールを送付すること。

連絡先 (電子メール) : toshiseibi@city.susono.shizuoka.jp

(ウ) 配布物

- ・ 事業用地平面図 (CADデータ)

(3) 参加表明に関する質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に関する質問及び回答については、次のとおりとする。なお、質問は参加表明及び提出書類の作成に係るものとし、審査 (評価) に係る質問は受け付けないものとする。

(ア) 受付期間

令和 8 年 7 月 2 日 (木) ~ 令和 8 年 7 月 16 日 (木) 15 時

(イ) 提出方法

右記のURLから提出すること。 <https://logofrm.jp/f/gz5BH>

(ウ) 回答

質問・意見及び質問・意見に対する回答は、令和 8 年 7 月 29 日 (水) までに市ウェブサイトにて公表する。

(4) 参加表明書等の提出

(ア) 受付期間

令和 8 年 7 月 2 日 (木) ~ 令和 8 年 8 月 14 日 (金) 15 時

(イ) 提出方法

裾野市駅周辺整備課 (裾野市役所 2 階) に持参 (日曜日、土曜日、祝日を除く。) 又は郵送 (提出期限内必着のこと。)

(ウ) 提出書類

次頁の表を参照

No.	提出書類	提案・提出内容	様式	提出部数
1	参加表明書	・本プロポーザルへの参加を表明する書類 ※団体で応募する場合は代表企業名での記載	様式第2号	正本1部 副本11部
	参加者（団体）概要書	・参加団体構成者の役割を明らかにする書類 ※単独の法人で応募の場合は提出不要	様式第3号	12部
	委任状	・応募に関する権限の委任 ※単独の法人で応募の場合は提出不要	様式第4号	1部
2	誓約書	・代表者の誓約書	様式第5号	1部
3	会社概要説明書	・会社概要（資本金、直近の決算状況含む）を示す書類（パンフレット可）	任意	1部
4	法人の登記簿謄本	・履歴事項全部証明書 発行日から3ヶ月以内のもの、コピー可		1部
5	納税証明書	・市税及び国税等の未納がないことを証明する書類、コピー可		1部

(5) 参加資格要件の審査結果通知

提出書類による参加資格要件の審査結果は、令和8年8月28日（金）までに参加表明者全員に電子メールで「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。

参加資格者として特定されなかった理由の説明を求める場合、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を電子メールで通知した翌日から起算して5営業日以内に任意の書面で行うものとし、それに対する説明は書面により回答するものとする。

(6) 企画提案書に関する質問の受付及び回答

企画提案書に関する質問及び回答については、次のとおりとする。なお、質問は提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は受け付けないものとする。

(ア) 受付期間

令和8年7月2日（木）～令和8年7月31日（金） 15時

(イ) 提出方法

右記のURLより提出すること。 <https://logofom.jp/f/8ecQ5>

(ウ) 回答

質問・意見及び質問・意見に対する回答は、令和8年8月31日（月）までに市ウェブサイトで公表する。

(エ) その他

質問に対する回答は、内容によっては実施要領の追加又は修正事項として取り扱うことがあるものとする。

(7) 企画提案書の提出

(ア) 受付期間

令和8年7月2日（木）～令和8年12月11日（金） 15時

(イ) 提出方法

裾野市駅周辺整備課（裾野市役所2階）に持参（日曜日、土曜日、祝日を除く。）又は郵送（提出期限内必着のこと。）

(ウ) 提出書類

次頁の表を参照

No.	提出書類	提案・提出内容	様式	提出部数
1	提案書提出届	・提案書の提出を表明する書類	様式第7号	正本1部 副本11部
2	事業コンセプト及び施設機能に関する提案書	・事業全体に対する基本的な考え方 ・想定する施設機能（公共機能・民間機能）	様式第7号 の1	12部
3	施設計画に関する提案書	・設計コンセプト ・配置、平面、動線、外観、内外装等に関する計画 ・地域連携、防災、ユニバーサルデザインに係るハード面の提案	様式第7号 の2	12部
4	運営維持管理に関する提案書	・各業務の具体的な実施計画 ・開業時間、利用料金、予約方法等の貸館に係る概要 ・地域連携やエリアマネジメントに係るソフト面の提案	様式第7号 の3	12部
5	事業計画書	・供用開始までのスケジュール ・供用開始後の事業展開等のスケジュール	様式第7号 の4	12部
6	事業活動収支計画書	・長期収支計画 ・各業務の内訳	様式第7号 の5	12部
7	事業実施体制計画書	・事業の実施体制	様式第7号 の6	12部
8	提案図面	・提案図面及び提案上の工夫	様式第7号 の7	12部
9	提案価格及び貸付期間見積書	・本施設の整備費及び指定管理料の価格提案及び見積	様式第8 様式第8の 1	12部

(エ) 留意事項

- ・企画提案書等の提出は1者につき1件とする。
- ・提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、特別の定めがある場合を除き、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- ・企画提案書等の提出後に市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがある。
- ・提出書類は原則A4版で作成し、下段余白中央にページ番号を付すこと。A3版で書類を作成した場合には、A4版サイズに織り込んで提出すること。
- ・文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

(8) 応募の辞退

応募者は、参加表明書を市に提出した後、本公募への参加を辞退する場合は、様式第9号「参加辞退届」を提出すること。

(ア) 受付期間

令和8年12月11日（金）15時までとする。

(イ) 提出方法

裾野市駅周辺整備課（裾野市役所2階）に持参（日曜日、土曜日、祝日を除く。）又は郵送（提出期限内必着のこと。）

5 事業者の選定及び契約に関する事項

(1) 応募者ヒアリング

提案書のヒアリング及び質疑応答を行う。

- ① 開催日時 令和9年1月中旬
ヒアリングの日時は、企画提案書提出者へ令和8年12月25日（木）までに電子メールにより通知する
- ② 実施場所 裾野市役所会議室等（裾野市役所会議室）
- ③ 出席者 参加資格者の出席は、原則8名以内とする。
- ④ 所要時間 参加資格者毎に30分以内とする。（説明20分、質疑10分）
- ⑤ 実施順 企画提案書の受付順とする。

※ヒアリング時の説明においては、提出済みの企画提案書の内容の変更および追加は認めない。ただし、パワーポイント等を用いた補足説明や、内容を説明するための範囲での編集は可能とする。なお、プロジェクターおよびスクリーンは市が用意する。

(2) 評価項目及び評価基準

市は、提案に対する評価を行う「岩波駅周辺整備事業賑わい施設整備公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会の構成、参加表明書及び企画提案書等に対する評価項目及び基準は、審査基準のとおりとする。

(3) 審査及び優先交渉権者の特定

1) 審査方法等

- ① 企画提案書等の審査は、審査委員会で行う。
- ② 提出された企画提案書等の内容、ヒアリングにより、審査委員が審査基準に基づいて採点し、審査委員全員の合計点が最も高い企画提案者を優先交渉権者とし、2位の者を次点者として特定する。
- ③ 同一点数が2者以上となった場合は、最高得点を与えた審査委員の人数が最も多い企画提案者を上位とし、次点者についても同様とする。
- ④ 全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続きを中止することがある。

2) 審査結果の公表

- ① 企画提案者には、「岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）公募型プロポーザル審査結果通知書」を、令和9年1月下旬に電子メールで送信する。
- ② 審査結果については、優先交渉権者及び次点者の名称を、令和9年1月下旬に裾野市ウェブサイトで公表し、点数については公表しない。
- ③ 審査結果に関する異議申立ては一切受け付けない。
- ④ 企画提案者は、審査の経緯及び結果の説明並びに自己の合計点及び順位の開示を求めることができる。この場合、「岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）公募型プロポーザル審査結果通知書」を電子メールで通知した翌日から起算して5営業日以内に任意の書面で行うものとし、それに対する説明は書面により回答するものとする。

(4) 基本契約等の締結

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本事業の計画等について協議し、基本契約及び設計・建設工事請負契約等の事業契約（以下「基本契約等」という。）を締結する。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と基本契約等の締結ができない場合には、次点者と協議を行う。

- ① 優先交渉権者と基本契約等の協議が成立しないとき。
- ② 優先交渉権者が基本契約等の締結を辞退したとき。
- ③ その他の理由（後記「基本契約等の締結までの間の取扱い」記載の事由を含む。）により優先交渉権者と基本契約の締結が不可能となったものと市が合理的に判断したとき。

※ 基本契約等の締結までの間の取扱い

1) 締結に向けた協議

市及び優先交渉権者は、基本契約等の締結に向けて誠実に協議する。なお、優先交渉権者は、当該協議に当たり、審査委員会及び市の要望事項を尊重する。

2) 参加資格要件の欠格

優先交渉権者の決定日の翌日から基本契約等の締結までの間に、優先交渉権者の構成企業のいずれかが資格要件を欠くに至った場合、市は優先交渉権者との間で基本契約等を締結しないことができる。ただし、代表企業以外の構成企業が資格要件を欠くに至った場合において、次のいずれかの事由に該当するときは、市は原則として優先交渉権者と基本契約等を締結する。

(ア) 優先交渉権者が、資格要件を欠いた構成企業に代わって、資格要件を満たす構成企業を補充し、構成企業等変更承諾願等の必要書類を提出した上で、市が参加資格を確認し、事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が資格要件を欠いた日とする。

(イ) 構成企業が複数の場合で、資格要件を欠いた構成企業を除く構成企業で全ての参加資格を満たし、事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

3) 暴力団排除

優先交渉権者の決定日の翌日から基本契約等の締結までの間に、優先交渉権者の構成企業のいずれかの役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められた場合その他市が優先交渉権者との間で基本契約等を締結することが不適切であると合理的に判断した場合、市は優先交渉権者との間で基本契約等を締結しないことができる。

4) 基本契約等の不成立時の費用負担

基本契約等が締結に至らなかった場合の費用負担については、以下のとおりとする。

(ア) 基本契約等の締結に至らなかったことにつき責に帰すべき事由がある当事者が、他方当事者の損害を賠償する。

(イ) 基本契約等の締結につき裾野市議会において否決されたことにより、基本契約等が本契約としての効力を生じなかった場合、既に市及び優先交渉権者が本事業の公募手続に関して支出した費用は各自の負担とする。ただし、当該否決について責に帰すべき事由がある当事者がいる場合は(ア)に該当するものとして取り扱う。

6 その他

(1) 問い合わせ先

公募資料等に関する問合せ先及び各種書類の提出先は、以下のとおりとする。

裾野市 建設部 駅周辺整備課 岩波駅周辺整備係
 住 所：〒410-1192 裾野市佐野1059番地
 電 話 番 号：055-994-9010
 電 子 メール：toshiseibi@city.susono.shizuoka.jp

(2) 費用負担

提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する費用は、参加表明者の負担とする。

(3) 著作権

応募資料の著作権は、原則として応募者に帰属する。ただし、市は、広報活動に必要な範囲において、応募者に事前に了解を得た上で、応募資料を無償で使用できるものとする。

(4) その他

- ① 提出資料は返却しない。
- ② 提出された資料は、必要に応じて複写することがある。
- ③ 提出された書類は、情報公開の請求により、開示することがある。※詳細は表 - 9
- ④ 応募者は、提出後に書類の内容を変更することが出来ない。

本プロポーザルにおける情報公開基準は以下のとおり

表-9

対象文書名	契約締結前	契約締結後	
		契約者に 係るもの	非契約者に 係るもの
提案事業者名	×	○	○
参加表明書、参加者（団体）概要書、委任状	×	△	△
誓約書	×	△	×
その他提出書類（会社の登記簿謄本、納税証明書、会社概要 等）	×	△	×
企画提案書一式	×	△	×
参加辞退届	×	—	×
採点表（評価結果）	×	△	△
実施要領、要求水準書、企画提案様式		○	
審査基準		○	
選考委員名簿	×	○	

凡例 ○：開示 △：部分開示 ×：非開示

(注1) 「△：部分開示」とは、条例第7条に規定する不開示情報を除く開示をいう。

(注2) 契約締結前は、裾野市情報公開条例第7条第5号の市の内部における審議、検討又は協議に関する情報に該当するため、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものは不開示とする。

(注3) 辞退者に係る情報は含まない。